水道管の洗管作業を夜間に実施します

問 水道事務所 TEL62-4171

水道管のメンテナンスとして、消火栓で水を抜く洗管作業を実施します。（断水にはなりません）
作業中は水圧が下がり濁りが発生しますので、使用を控えていただきますようご協力をお願いします。

エリアA（久米﨑浄水場からの給水区域）

対象地区	大字湯浅（野下・出水・東大宮区を除く）および別所区
日　　時	11月13日㊎　22時30分～翌朝5時

エリアB（横田浄水場からの給水区域）

対象地区	田・栖原・方津戸・吉川・横田・山田・青木・野下・出水・東大宮区
日　　時	11月20日㊎　22時30分～翌朝5時

※天候等により日時を変更する場合がありますが、実施当日にはSNSや町内放送（防災無線）でお知らせします。



濁り水対策のお願い

エコキュートや受水槽がある場合は、バルブ等を閉めて濁り水が入らないように管理してください。

新生活をサポートします！

―湯浅町結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金―

問 政策企画課 政策企画係 ⑮番窓口 TEL63-2552

新生活をはじめるために必要となる引越し費用や住居費をサポートします。

条　　件	**湯浅町は所得制限なし　パートナーシップ宣誓をされた方も対象です！** ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに、婚姻またはパートナーシップ宣誓した方 ②湯浅町に住所を有し、双方ともに39歳以下の方
補助対象	新生活をはじめる費用（新改築、家賃、引越し等）のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用
補 助 金	婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに39歳以下：上限30万円 婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに29歳以下：上限60万円

詳細はHPをご覧ください。

よくあるお問い合わせ



新改築する住居または賃貸住宅の契約名義人が双方以外の名義でも申請できますか？

A 契約名義人は申請される双方のどちらかである必要があります。双方以外の方が名義人となっている場合は補助対象外となります。



新生活を始めるので家具や家電を買いました。補助対象になりますか？

A 家具や家電などの備品購入費は補助対象外です。



住宅購入または賃貸住宅にかかる費用で、どのような費用が補助対象になりますか？

A 住宅購入：建物の購入費のみが補助対象費用になります。
賃貸住宅：賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が補助対象費用になります。



補助金はいつもらえますか？

A 補助上限額を支払った書類を確認した後、指定口座へ振り込みます。